

令和6年第4回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年6月18日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 4号 議員研修会に係る議員の派遣について
- 第 5 意見案第 1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 第 6 意見案第 2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について
- 第 7 意見案第 3号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 第 8 意見案第 4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 9 一 般 質 問
- 第10 報告第 2号 令和5年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第11 報告第 3号 令和5年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について
- 第12 議案第30号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第31号 令和6年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第32号 認定こども園備品購入事業その1に係る契約の締結について
- 第15 議案第33号 認定こども園備品購入事業その2に係る契約の締結について
- 第16 議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	木戸寛治君
3番	高谷貴子君	4番	氣田敏和君
5番	瓜田新一君	6番	鬼塚茂君
7番	工藤孝一君	8番	和田彩君
9番	更科浩司君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町農業委員会長	佐藤昌嗣君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	牧野尚樹君
企画財政課長	畔木雅之君
町民生活課長	荒木和正君
保健福祉課長	組野麻記君
産業課長	石丸寛之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	村上信二君
農業委員会事務局長	石丸寛之君
監査委員事務局長	斉藤高広君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	斉藤高広君
書記	三好伶奈君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから令和6年第4回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

4番 氣田敏和議員 7番 工藤孝一議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

工藤孝一議会運営委員長。7番。

○議会運営委員長（工藤孝一君）7番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和6年第4回町議会定例会を開催するに当たり、去る5月17日、6月14日及び本日、議会運営会を開催し、本日開会の定例会会期運営等について協議いたしました。

本定例会の議員提案は5件、町長提案は7件であります。また、一般質問3名、3件が通告されております。

以上、内容等を慎重に審議し、判断いたしまして、本定例会の会期は本日1日とすることが適当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を斉藤事務局長から報告させます。

○事務局長（斉藤高広君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受理したので、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

野山の木々も色濃く装いを改め、新緑の映える初夏の訪れとともに、農作物が大きく成長する季節を迎えてまいりました。花々が咲き誇る原生花園、パノラマの大絶景を望む藻琴山へと、この良き季節に多く

の皆さんが足を運んでくださり、小清水町の魅力を存分に感じていただけることを願うところであります。

そうした本日、令和6年第4回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには何かと御多用の中、全員の御応招を賜り、ここに開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、初めに2件の報告案件は、国・道の補助事業により令和5年度補正予算に計上しました一般会計9事業の「繰越明許費」と、認定こども園整備事業の継続費につきまして、それぞれ「繰越計算書」を調製しましたので、6年度への繰り越し状況を報告するものでございます。

次に、議案になりますが、保険料率等の改定を行う小清水町国民健康保険条例の一部改正1件。補正予算は、令和6年度一般会計補正予算1件。契約の締結では、認定こども園の備品購入事業2件。そのほか、北海道後期高齢者医療広域連合の規約の変更1件でございます。

以上、7件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げまして、定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので御了承願います。

3ページの左側上段、農作物作況調査であります。別紙「農作物生育状況調査報告書」をお配りしておりますので、御覧ください。

まず、総体的な状況でございますが、5月下旬の蒔き付け時の長雨の影響が心配されましたが、作物全般におきまして概ね順調な生育となっております。網走農業改良普及センター清里支所より、6月1日現在における「農作物生育状況調査報告書」が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

作物ごとの遅速日数で見ますと秋まき小麦は3日早く、春まき小麦は平年並み、馬鈴しょは5月下旬の低温による影響により5日の遅れ、てん菜は1日早い生育となっております。大豆は、5月下旬の低温により出芽がやや遅れており、小豆は降雨の影響により播種作業に遅れが生じております。

以上の調査結果から、全ての作物において、5月下旬の降雨、低温の影響が心配されましたが、概ね例年並の生育状況となっております。農作物は今後の天候や適切な圃場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆様をはじめ、関係者一丸となって、生育状況に応じた適切な対応と一層の御努力により豊穰の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎発議第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第4号、議員研修会に係る議員の派遣についてを議題といたします。

令和6年4月2日から3日まで、札幌市で開催される町村議会議員研修会に槻間善高議員、木戸寛治議員、高谷貴子議員、氣田敏和議員及び更科浩司議員の5名が参加することといたしたいと思っております。

お諮りいたします。これに派遣する場合の議員の出張並びに細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◎意見案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、鬼塚茂議員の説明を求めます。

6番、鬼塚茂議員。

○6番（鬼塚茂君）ただいま上程されました意見案第1号について御説明いたします。

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてでございます。

地方公共団体の現状は社会保障制度の整備、地域活性化対策はもとよりDX化、脱炭素化、物価高騰対

策など極めて多岐にわたる役割が求められている。加えて、人員不足、疲弊する職場実態にある中、政府は骨太方針2021に基づき、地方一般財源水準を2024年まで確保することとしてきたが、増大する行政需要、不足する人員体制の整備を図るため、積極的に財源確保が必要となります。

このため、2025年の政府予算と地域財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源の確保から一歩踏み出し、賃上げ基調に対する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう求めるものであります。

記。

1、社会保障、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視した地方財源確保・充実を図ること。

2、とりわけ子育て対策、地域医療の確保、介護、生活困窮者の自立支援など、十分な社会保障費の拡充を図ること、保育施設、学童保育施設等職員の処遇改善、保育施設の配置基準の改善、雇用安定を促すための支援策を講じ、人員確保を早急に策定し実施すること。

3、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない自立的な地方財政の確立に取り組むこと。財源確保に向けて所得税、消費税を対象に国から地方への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税措置を行う場合、地方財源に影響が出ないよう財源は保障し、国と地方の協議の場を活用し、配慮を行うこと。

5、地方創生推進費の1兆円は財政需要において不可欠なことから、恒久的財源化として位置づけること。

6、国の支給水準を超えて諸手当を支給している自治体への特別交付税減額措置を行わないこと。

7、会計年度任用職員について、今後も処遇改善、雇用確保が求められていることから、この財政需要を十分に満たすこと。

8、自治体業務システムの標準化への移行と、その影響を受けるシステムの改修費を含めたデジタル基盤改革支援補助金の拡充など、必要な財政支援を行うこと。

9、地域公共交通専任担当者の確保に関わる支援と子ども子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ施策充実を図ること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

何とぞ御賛同いただき、関係機関に送付くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・充実の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、鬼塚茂議員の説明を求めます。

6番、鬼塚茂議員。

○6番（鬼塚茂君）6番。ただいま上程されました意見案第2号について、御説明いたします。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・充実の実現に向けた意見書の提出についてでございます。

義務教育費国庫負担制度は、職員を安定的に確保するため教職員の給与の一部を国が負担する制度である。国の責任において制度を堅持し国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

また、きめ細やかな教育を実現するためには教職員定数を改善することによる少人数学級の実現は不可欠である。

早急に30人以下学級を実現し、実質的な教職員増としていく必要があることから教育予算の確保、拡充、就学保障の充実を図るよう求めるものでございます。

記。

1、義務教育費を無償化とし、少なくとも義務教育費国庫負担制度の堅持及び国の負担率を2分の1に復元されるよう要請する。

2、30人以下学級の実現に向けて学級編制標準の改定及び教職員定数改善による実質的な教職員増の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や図書費などについて、国において十分な確保・拡充を行うよう要請する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものでございます。

何とぞ御賛同いただき、関係機関に御送付いただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第3号、令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、更科浩司議員の説明を求めます。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。意見書案第3号を説明いたします。

令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものであります。労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。つきましては、令和6年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要請いたします。

記。

1、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や、民間の求人時間額などを参

考として、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額、時間額1,078円を下回らない水準に改善すること。

3、賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、労働費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を押し進め、最低賃金を大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

御賛同いただき、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第4号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、更科浩司議員の説明を求めます。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。ただいま上程されました意見書案第4号について御説明いたします。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、森林資源の循環利用を進める必要があります。2050年、カーボンニュートラルの実現に向けて、対策を積極的に推進する責務を担っています。

道では、森林資源の循環利用に向けて、様々な取組を進めてきたことであります。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない環境型社会を形成するために、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業の予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業の予算を十分に確保すること。

2、森林資源の環境利用を推進するため、成長が早く形成の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給。ICT等の活用によるスマート林業の推進。木材加工、流通体制の強化。建設物の木材・木質化や木質バイオマスの熱利用の推進などによる道産木材の需要拡大、外国人材を含めた森林づくりを担う人材の育成確保などの必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

御賛同、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長(坂田秀昭君) 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔、明瞭に努められるようお願い申し上げます。

初めに、7番、工藤孝一議員。7番。

○7番(工藤孝一君) 7番。私のほうからは質問事項、住環境改善補助についてであります。

住宅のバリアフリー・耐震、そして省エネ改修をしたときに、固定資産税の減額補助制度が本町では実施されています。ここ数年申し込みがありません。情勢を踏まえて、新しく地球温暖化や電気料金等の高騰に対応した住環境改善に向けた補助制度にする必要があると思いますが、所見を伺います。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) お答えいたします。

住宅のバリアフリー、耐震、省エネ改修に対する固定資産税の減額は、地方税法附則第15条の9の規定に基づく申請により行いますが、国の基準に適合する改修がないためか、申請実績はございません。他方、住環境改善に向けた補助制度では、「子育てエコホーム支援事業」や「先進的窓リノベ2024事業」、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」などが推進されているところでございます。

また、町の補助制度では、木造住宅耐震改修などのほか、「住宅取得費助成事業」により一般住宅の新築もしくは中古住宅の取得費の助成に加え、太陽光発電と蓄電池設置に対する上乗せ補助を講じるなど、住環境の改善に取り組んでいるところでございます。

地球温暖化や省エネに対応した補助制度の見直しにつきましては、策定を進めてきましたゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオとなる「第4期地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、産業や家庭部門など4分野における省エネに関する取組みを推進していくこととしておりまして、まずは家庭部門においてはエネルギー使用量やCO₂排出量の把握など、行動変容による脱炭素化への取組みを重点施策として推進し、今後、国の地域脱炭素移行、再エネ推進事業による交付金を活用した住宅の自家消費型太陽光発電施設の設置や、省エネ性能等の向上を図る住環境改善対策について、小清水町ゼロカーボンシティ推進協議会の議論を踏まえながら検討を進めることとしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長(坂田秀昭君) 7番、工藤孝一議員。

○7番(工藤孝一君) 今御説明がございました。様々な形で施策がされていて、ゼロカーボン推進の審議会の議論も経てという御答弁でありました。国の制度も含めてこの省エネ、耐震制度については、国の制度として以前から制度があります。本町内でも国の補助制度を利用した住宅改修等について、給湯あるいは塗装についても申請している御家庭もあります。しかし、この国等の中心とした省エネ補助制度については、ほとんど大手企業、北見市を中心とする大手業者による施工が多い実態であります。

以前、平成22年から7年間でしたっけ、7年間経済対策、商工業の経済対策としておおむね8,500万円前後、この7年間で実施された実績が本町では既にあります。その後、平成29年からは形を変えた経済対策として、商工業者に対する新店舗増築等に対する補助に変わっていったわけですが、やはり当時、

住宅改修について非常に地元業者と地域町内の家庭との改修を手軽に取り組んでこれたということで、これだけ実績のあるリフォーム助成制度を過去に実施した経過があります。

こういった過去の実績も踏まえて、今の時代にあった自家消費型の蓄電事業も見据えて、既に補助もしているということではありますが、地域の経済、個人業者にもそういった事業が循環していく、そういう取組も今また必要かというふうに考えます。

再度、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたのは、住宅リフォーム事業の関係だと思えますが、これはあくまでも商工事業者の経済対策ということでございます。ただし、現状としては当時の建設事業者さんの数と、今の現状はかなり違うのではないかなというふうに思っております。

ただ、やはりいろんな施策については順位をつけてやるべきだというふうに思っております。今私の考え方としては新たに、やっぱり新規に小清水町に移住定住いただくという部分では、新たな建物を建てていただくというのがまず一番であるというふうに思っております。

その次に、現実的には令和7年度以降の事業実施を見越して今いろいろ検討しておりますが、やはりゼロカーボンシティを宣言しているからには、やはり脱炭素社会の実現に向けた取組は必要だというふうに思っております。ここには太陽光であるとかそのようなものを使った部分に対して町が支援をして、その推進を図っていくということが重要であるというふうに思っております。

ただし、今の現状としてはやはり財政状況を鑑み中では、全てできればいいに越したことはないんですが、やはりそこは順位をつけてやらないと財政にも限りがありますので、議員おっしゃることは重々理解しておりますが、そこは順番をつけてやっていきたいと思っております。

今議員からもありましたが、企業化のほうに力を入れて、何とか中心市街地を活性化していきたいということでやっておりますが、実際に商工業者さんのほうからも住宅リフォーム事業の再開については、これは以前から要請を受けている部分がありますので、そこについてはそのタイミングもありますけれども、いろんな施策展開の中で長期スパンで考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。移住定住を中心とした施策を考えて、今後タイミングを見計らってという見解でございました。移住定住の事業についても、もちろん今後の小清水町のまちづくりの大きな柱になるのは、私も重々理解します。

併せて、やはり高齢者の住宅の世帯数はほとんど現在も小清水町は2千世帯を超えているわけでありませう。そういう中で、やはり過去に高齢者の世帯ではヒートアウトという現象で、浴室や脱衣室からのそういう現象で事故が発生することもございます。確かに、移住者中心の施策も大事ですが、そういった高齢者に対する住宅の環境を改善することも可能な施策を取り入れることも必要かと思えます。

再度、御答弁をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）議員おっしゃることは重々理解、承知しておりますが、やはりそこは何でもかんでも手をつけるわけにはいかないわけでありませう。実際に、高齢者の方の住まいについても、そんな状況があるというふうにはお聞きもしておりますけれども、やはり現状としては今の施策の中で展開をしていきたいというふうに思っております。先ほどから申し上げておりますとおり、ゼロカーボンシティ、ゼロカーボン社会の実現に向けては、これは令和7年度以降の展開になるというふうに思っておりますので、その位置づけの中でそういう言われている世帯も含めて、どういう展開ができるのか十分時間をかけながら検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、9番、更科浩司議員。

更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。私は、住宅事情について質問させていただきます。

町や国では住宅の耐震、省エネ改修や新築住宅、新築アパート等の取得に補助金などがありますが、今現在、既存の住宅やアパートの改善に対して補助金はないようですが、住宅の維持、確保は持続可能なまちづくりの考えからも助成、補助の策などお考えはないのか、お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

現在、町では住環境の確保を第一に、民間賃貸住宅建設費と住宅取得費の助成制度を推進しているところでございます。

議員の御質問のとおり、住宅の維持も持続可能なまちづくりに大切な視点であります。全ての維持改善に町が支援できるものではございません。そのため、公益性の観点に立ち社会的課題が何であるか、例として空き家放置による環境問題や、カーボンニュートラルのための省エネ化、高齢化に対応したコンパクトなまちづくり再編など、課題を精査し、町の支援策が課題の解決につながるような住環境整備の在り方を政策として考えなければなりませんので、国の対策に乗じた財源の確保とともに有効な施策を研究する中で、対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。3月の議会において、令和6年度町政執行方針で町長は幸せを感じ笑顔で安心して暮らせるまちづくり、住み続けられるまちづくり、住みたい町と述べられていました。まさに、住む人も、住む場所も、提供している賃貸住宅の貸主も同様の幸せを感じてもらうためには、新たな策も必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）議員おっしゃるとおり、やはり住み続けられるためには、住環境への改善・充実というのは重要であるというふうに認識をしておりますが、先ほどの工藤議員との答弁とも重なってしまいますが、そこにはやはり優先順位というものがございます。全てが全て町が支援できるものではございません。ですので、繰り返しになりますが、令和7年度以降の考え方になるとは思いますけれども、ゼロカーボンシティの達成に向けての取組であるとか、経済対策であるとか、それらのことを全て踏まえた中で検討していきたいというふうに考えておりますので、少しお時間をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。以前、中斗美地区で町長と語る会をやらせていただきまして、町営住宅の利用の条件の見直しなどの意見も出ました。みんなでつくるずっと住みたい町、引き続きぶれずに推し進めてもらうために、ぜひ町の住宅事情と町民のニーズを的確に捉えて見直しの検討を行ってほしいというのをお伝えして、質問を終わらせたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、和田彩議員。

8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番、和田です。通告してまいりましたとおり、新型コロナワクチン接種に係る予防接種健康被害救済制度の町民への周知と、接種記録や証明書類などの保管期間を延長する必要性について質問いたします。

新型コロナが5類になりましたが、先日、新聞などでも報道されてまいりましたが、新型コロナワクチン接種後に死亡された遺族の方や、体調不良になった方々が国を相手に新型コロナワクチンによる膨大な副反

応のリスクを知らせずに接種を推進したのは違法で、後遺症を患った後の対応も不十分だとして訴えているとありました。

以前から、国が進めるワクチンにおいては、どのワクチンもワクチン接種後に副反応や不幸にも死亡された場合には、医療費や死亡一時金を国が支払う予防接種健康被害救済制度というものがあります。今は、新型コロナワクチンの健康被害の申請が殺到し、去年は国の当初予算では全然足りず、100倍以上の補正予算が組まれたという状況があります。

厚生労働省のホームページを見ますと、最新の疾病障害認定審査会が開催された6月11日時点で、新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済制度の申請数は1万1,305件、そのうち認定された者が7,458件、死亡一時金または葬祭料の認定をされた者が618件となっています。これは何件何件と数えるのではなく、何人と数えた方がいいかなと思います。申請された方が1万1,305人、そのうち認定された方が7,458人、死亡した原因が新型コロナワクチンの接種に因果関係があると国に認定された方が618人です。

道内でも申請や認定がされている例があると、新聞報道にもありました。なお、新型コロナワクチン以外の予防接種健康被害救済制度の認定数は、この制度ができてから44年10か月で3,522件、新型コロナワクチンの認定数は2年10か月で7,458件、2倍以上となっております。

死亡の認定数も、ほかのワクチンでは44年間で151件に対し、新型コロナワクチンでは約3年間で618件と4倍となっております。毎年接種されているインフルエンザのワクチンの死亡認定が25件なのと対してもかなり多くなっていると思います。あくまで自己判断でのワクチン接種ではありましたが、日本全体で体調不良や不幸にもお亡くなりになられ、医師たちもその因果関係を研究したり、関係が否定できない中多くの申請があり、実際に国が新型コロナワクチンの予防接種による健康被害を認めているのが現状です。

厚生労働省のホームページを見ますと、疾病障害認定審査会、感染症予防接種審査部会分科会の新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会というのがあるんですけど、その審議結果ではそれぞれの方の年齢や性別、疾病や障害名、基礎疾患、既往症があったかどうかと認められたかどうかなどが、お一人お一人のことが書いてあります。

10代未満から90代の年代と幅広く持病をお持ちでなかった方も、持病をお持ちであった方も本当に様々な症状が書かれています。このような国の予防接種健康被害救済制度というのは、町が窓口となって道に申請し、それを道が取りまとめて国に申請する制度となっております。国のこのような予防接種健康被害救済制度というのは、あまり一般的には知られていないのかなという印象があります。申請の受付窓口となっている町では、ホームページへの掲載や新聞折込、町のLINEなど、または健康相談の窓口などで、そういうものを活用して何か住民の方に周知のようなことをされていますか、またされるおつもりはありますか。

また、予防接種記録の保管期限は法律上5年以上と定められており、5年を過ぎたものは破棄されてしまうものとなっているそうです。しかしながら、この新型コロナワクチンは、生後6か月以上の乳用児にも接種がなされております。この期間を延長する必要があると考えますが、延長は可能でしょうか、お伺いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンを含む予防接種による健康被害に対しましては、救済措置として、予防接種法に基づく健康被害救済制度がございます。議員の御質問は、この救済制度については一般的に知られていないので、小清水町でも周知してはどうかということかと思いますが、本町においてはコロナワクチン接種の際、保健師や看護師の問診時に、ワクチンの感染予防効果と副反応のリスク、予防接種健康被害救済制度について御説明し、本人が理解していること、本人の意思に基づいて接種を受けることを確認させていただいております。

さらに、問診後の医師の診察においても再度同様の確認を行い、御本人の理解を再確認した上で接種す

るという丁寧な対応をしてございますし、副反応や救済制度を含めて理解していただいた上で、接種をされていると認識しております。町が広く一般に周知を行ってはおりませんが、接種される方には丁寧に説明を行い、加えてリーフレット等をお渡ししてございます。

この救済制度は、本年4月より新型コロナワクチン接種が臨時接種から、B型疾病の定期接種に変更になることによりまして、接種日によって救済内容が変わりますので、この秋から始まる定期接種に向けて、混乱を招かないよう広報やホームページ等で周知をしてみたいと考えてございます。

次の御質問でございますが、予防接種の接種記録の保管についてお答えをさせていただきます。予防接種に関する記録については、予防接種法施行規則において、予防接種を行ったときから5年間保存しなければならないと定められており、本町においては接種記録となる紙の予診票と健康管理システムにおいて、データで管理をしてございます。

予診票については、5年間保管し、順次廃棄をしておりますが、健康管理システムのデータは、システム導入以降、廃棄することなく保存しておりますし、システム導入以前のデータは、昭和60年以降の記録にはなりますが、台帳で保存をしてございます。本町では、法律で義務づけられている5年間を超えて保管しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。予防接種の健康被害の救済制度に実際に申請されている方というのは氷山の一角ではないかという、おっしゃられている医師の方もいらっしゃいます。私も、実際にこの町に住んでいて、周りの方から接種後にひどく調子が悪くなった、不幸にも接種してすぐにお亡くなりになったというようなお話を耳にしています。

人口がどんどん減っていった中、先日も町の健康診断に行きましたが、保健師さんたちが町民の方の健康増進に真剣に取り組んでいただいているなと思えました。ただ、本当に何か調子が悪いけれど、それが原因が何かというところで、なかなか確信が持てないというか、そういう方もいらっしゃると思えますし、死亡された方は4,670万円、国が健康被害救済制度で支払うと言っていたし、障害年金というものもありまして、仕事に行けなくなったというような障害が残った場合は320万円年額でとか、寝たきりになった方は534万円というのがちゃんと決められていて、本当にこの厚生労働省のホームページを見ますと、様々な症状の方がいらっしゃるんですね。

ちょっと言ってみますと、医療費とか医療手当が認められたものと、アナフィラキシー、難聴、带状疱疹、脱水症、発熱、蕁麻疹、食欲不振、手指の腫れ、しびれ、血栓性血小板減少性紫斑病、ステューヴンス・ジョンソン症候群、頭部びまん性脱毛症、上肢痛、肩関節痛症、肩関節周囲炎、急性心膜心筋炎、下肢脱力、頭痛、末梢神経障害性疼痛、好酸球性肺炎、IGA腎症、皮下出血、むくみ、脳炎、網膜中心、静脈塞栓症、中毒疹、脳梗塞、倦怠感、味覚障害、咽頭痛、気管支喘息発作、ギランバレー症候群、心室細動低酸素脳症、肝機能障害、めまい症、急性散在性脳脊髄炎、ネフローゼ症候群、一過性腎障害、関節リウマチなどなどありまして、死亡の認定をされた方には突然死、致死性不整脈の疑い、慢性腎不全の増悪、心不全、心疾患、敗血症性ショック、うっ血性心不全、心筋梗塞、脳梗塞、脳出血、髄膜炎、散在性脳髄膜炎、クモ膜下出血、低酸素脳症、実に多種多様な症状が認定されています。

我が町では、新型コロナワクチンの接種を何割ぐらいの方が受けられましたか。また、健康被害などの相談などはありませんか。お伺いたします。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）接種率については、現状8割程度だというふうに認識しております。あと、健康被害等々の有無については、コロナワクチンについては相談を含めて実績はないということでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。町に相談がないということですが、健康被害が絶対には言い切れないのかなと思います。予防原則というか、進めるときは結構、新聞、テレビなどでも、町のおたよりとかでもかなり積極的に進めていたかなと思うんですけど、その後、不幸にも国の全体の状況を見ましても、とても客観的に見てもなかなか被害が、被害というか、こういう健康被害があるのかなというところで、こういう健康被害とか薬害とかっていうのを国が認めるというのはすごく時間がかかって、ラジオでもいつも肝炎とか言っていますし、水俣病とかもいまだに裁判とかされている状況ですけど、なのでお亡くなりになった方はお金をもらっても仕方がないというところもあるんでしょうけれど、周りの迷惑にならないようにとって接種された方が、そういう思いで接種された方の思いが不利益を被らないように、万が一、相談があったらやっぱり接種のときはなかなか説明してもらっても、それを一々覚えておくというのはなかなか大変なのかなと思いますし、もうちょっとそういうことが、あと健康のシステムですか、それは接種の、ワクチンのロット番号とかも見られるものなんですか。お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）コロナに限らずたくさんあるというふうに認識しております。

前段で議員がおっしゃられたとおり、数的にはコロナが多いかもしれませんが、他のワクチンについても一定程度のリスクはあるんだというふうに思っております。

ですので、私たちは、親切丁寧にそのことを説明して、理解をしていただいた上で、接種をするということだと思います。万が一、そういう状況になられた方については、速やかに御報告をいただいて、私たちとしては真摯に対応していくということだと思います。

ですので、その辺その制度自体が分かっていないという方もおられるんだと思いますので、そこはコロナワクチンについても、一斉に皆さんにお送りしたときには、健康被害のこととか全てパンフレットに書いてあるんですが、なかなかそこは私も含めてですが、いただいてもなかなか理解はできない部分はあるかと思っておりますので、そこについては丁寧に説明をしていくということだと思います。

そこで、そういう事例がありながらもリスクという言い方かどうかは分かりませんが、それを承知で打っていただければ、それを打っていただくということだと思います。その後、いろいろなことがあれば、そこはそこで私たちは報告をいただければ、真摯にしっかりと対応していきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

あと、ワクチンのロットの関係であります、システムの中にはちゃんと記載されているということでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）ありがとうございます。国が進めていったことでありますが、町がそのことを実行したということで、住民の生命や健康や安全を守る使命が町にはあると思っておりますので、やはり町民と行政の信頼関係を築く上で、もし不幸にも健康被害が出たり、この先どうなるか分かりませんので、そういうときには対処をよろしくお願ひします。

これで終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、和田彩議員の質問は終了いたします。

以上で、通告のあった一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。ここで20分休憩いたしまして、10時50分より本会議を再開いたします。よろしくをお願いいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、報告第2号、令和5年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）ただいま上程されました報告第2号、令和5年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書16ページをお願いいたします。

令和6年3月開催定例町議会で議決をいただきました補正予算（第8号）及び3月末日で専決処分いたしました補正予算（第9号）繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え確定しました令和6年度への繰越額及びその財源内訳についてを御報告するものでございます。

17ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

2款1項戸籍住民基本台帳費は、国庫補助事業の繰越しによる交付決定を受けた2件の事業でございまして、戸籍システム等関連事業で781万円の事業費全額について、交付決定を受けた国庫補助金を財源として繰越し、住基システム等関連事業も同様に事業費全額298万7千円について、交付決定を受けた国庫補助金を財源として繰り越したものです。

次に、3款民生費は1項社会福祉費で、本年6月以降に実施される定額減税対応事業194万円、低所得世帯臨時給付金事業48万7千円、低所得世帯こども加算給付金給付事業48万7千円、それぞれの予算について国の交付金事業の繰越しによる交付決定を受けたものでございまして、この財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を繰り越したものでございます。

また、住民税非課税世帯こども加算特別給付金給付事業と、住民税均等割課税世帯こども加算特別給付金につきましては、5月臨時議会で専決処分報告をしましとおおり、両給付金申請受付期間が年度末を跨いだことによる事務費と給付金を合わせた必要相当額を繰り越したものであります。

6款農林水産業費1項農業費は、農業担い手に対する農業用機械導入事業として2経営体分1,824万1千円を道の補助金を財源として全額繰り越したものです。

7款商工費1項商工費は、町内経済活性化事業実施に係る3月執行分の一部の事務費を除いた残りの金額を、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として繰り越したものです。なお、一般財源につきましては、全て繰越金にて計上してございます。

以上、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎報告第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、報告第3号、令和5年度小清水町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）ただいま上程されました報告第3号、令和5年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について、御説明申し上げます。

議案書19ページをお願いいたします。

令和5年度から令和6年度までの2か年の継続費で実施しております事業につきまして、令和5年度事業費の未執行額を逐次繰越しし、令和6年度事業費と合わせて執行するものでございまして、3款2項児童福祉費は認定こども園建設事業で370万5千円の予算を令和6年度に逐次繰越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎議案第30号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第30号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第30号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、負担の公平性を確保するため、保険料水準の統一を目指します北海道の国民健康保険運営方針に基づきまして、現状での標準保険料を基に保険料率の算定を行い、令和6年度分の保険料率の改定を行うものでございます。

議案書20から21ページ、別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

1ページ、第17条において一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を所得割で0.19増の100分の68.39に、均等割は0.18減の100分の21.42に、世帯別平等割は0.01減の100分の10.19とする改正でございます。

次に2ページ、第17条の6の6では、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の所得割を0.6増の100分の69に、均等割は0.5減の100分の21に、世帯別平等割は0.1減の100分の10とする改正でございます。

次に、2ページ下段、第17条の11、介護納付金賦課額の保険料率では、所得割を0.7減の100分の77に、次のページに跨ります均等割は0.7増の100分の15とする改正でございます。

最後に、改正附則でございしますが、第1項において施行期日と公布の日からとし、令和6年4月1日から適用するもので、第2項につきましては改正規定については令和5年度以前の保険料は従前の例による経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

○議長(坂田秀昭君) 日程第13、議案第31号、令和6年度小清水町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長(畔木雅之君) ただいま上程されました議案第31号、令和6年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億9,292万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億4,592万1千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表継続費の追加は、本年度より3か年間の継続事業とする一般廃棄物最終処分場浸水処理施設建設事業16億9,900万円につきまして、設計施工を一括で発注する性能一括発注方式を採用し、本年度より基本設計、実施設計に着手いたしますが、1年次目の進捗率はゼロとし、設計完了から工事施工となる2年次目、令和7年度事業費を進捗率26%を見込んだ予算額4億4,110万円、3年次目、令和8年度予算額12億5,790万円を年割額として追加するものでございます。

7ページになります。

第3表債務負担雇用補正の変更は、11月より供用開始を予定しております認定こども園の施設管理業務について、入札により委託事業者の選定を終え、令和6年11月から施設管理を実施していただくにあたり、令和7年度から令和8年度までの2か年間の業務委託料の限度額を契約金額に合わせ変更するものでございます。

8ページになります。

第4表地方債補正の変更は、一般廃棄物最終処分場整備事業に係る設計管理業務の財源として、過疎対策事業債340万円を追加し、限度額5,280万円に変更するものでございます。

次に、歳出予算ですが、14ページをお願いいたします。

併せて、主要施策調べを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費4目財産管理費10節需要費は、停電対策用に住民センターに設置しております発電機に不具合が生じたことから、修繕料15万4千円追加。14節工事請負費は、旧商工会跡地の残存コンクリート基礎の撤去分として61万3千円追加。

8目交通対策費1節報酬、8節旅費、18節負担金補助及び交付金につきましては、町民の方が自らの車両を提供し、タクシー事業に参画していただく実証事業を本年秋に実施するものと計画しておりましたところ、先日、国土交通省の共創モデル実証プロジェクト事業として採択されたことに伴い、地域公共交通活性化協議会の委員の報酬及び費用弁償が補助対象経費となりますことから、町予算を減額し、これに加えた実証事業費用として事業実施主体である小清水町地域公共交通活性化協議会補助金4,212万1千円追加するものでございます。11節工事請負費は、交通ターミナルの老朽化したゴムチップタイトルの張替えを行うものとして88万円追加。総務管理費総額で4,351万2千円追加計上するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費18節負担金補助及び交付金で、まず本年6月に実施し

ております低額減税により、所得税・住民税双方より1人当たり4万円を減額し、引ききれなかった分を調整給付金として支給することとされておりますことから、納税義務者及び被扶養者886名分、3,400万円を低額減税調整給付金で追加。

昨年に引き続き実施いたします低所得世帯臨時特別給付金及びこども加算特別給付金につきまして、本年度新たに対象となる世帯分として、国基準分及び町単独分を合わせまして125世帯20人分の費用を追加。11節役務費につきましては、これら給付金支給事務に係る通信費、口座振替手数料を事務費として追加。

そのほか、基幹相談支援センター運営負担金は、1市4町で共同設置しております基幹相談支援センターの職員増に伴う負担金21万6千円追加。本年度、網走市で開催される難病患者、障害者と家族の全道集会后押しする地元負担金として、諸負担金5万円追加。

次ページ、15ページになります。

19節扶助費は、補装具の支給費において事業費の増加により、今後不足が見込まれることから100万円追加。7目高齢者生活福祉センター費につきましては、長期入居者の退居に伴い、居室の大規模修繕が必要となったことによる建物等修繕料104万2千円を追加。社会福祉費総額で5,072万8千円追加計上するものです。

2項児童福祉費4目保育所費は、第3表債務負担雇用補正で御説明いたしました認定こども園施設管理業務の入札に伴う委託料決定による50万2千円の減額となっております。

4款衛生費1項保健衛生費2目健康推進費につきましては、法定接種の概要が明らかとなりました新型コロナワクチン接種について、65歳以上の高齢者850人を見込み、接種業務委託料1,045万5千円、周知に係る新聞折込料1万3千円を追加。5目環境衛生費は、第3期一般廃棄物最終処分場整備事業のうち、浸出水処理施設建設工事実施計画部分に係る設計審査として、第3期一般廃棄物最終処分場整備工事管理業務委託料346万5千円追加。保健衛生費総額で1,393万3千円追加計上するものでございます。

次ページ、16ページになります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、アグリハートセンターレトルト殺菌機配管等取り替えに必要となる追加修繕分106万2千円追加。鳥獣被害防止対策協議会が追加で実施するエゾシカ食害調査分として、協議会補助金19万6千円追加。種馬鈴しょの安定供給と抵抗性品種の作付け拡大、てん菜の褐斑病等の発生記録のほか、労働負担軽減対策として2つの機械利用組合が導入する機器に対する補助等、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業費補助金2,474万9千円追加。国産麦・大豆の生産性向上のための取組支援として、心土破碎、深耕による排水技術対策の導入のほか、土壌診断に基づく土づくりなどの取組支援として、麦・大豆生産技術向上事業費補助金2億2,698万円追加。食糧安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組に対する支援として、10組合12台の機械導入に対する支援として、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金1億5,815万8千円追加。

5目農業農村基盤整備推進費は、小清水町農業共同組合より派遣をいただいている職員の人事異動に伴う負担金175万2千円追加。農業費総額で4億1,289万7千円追加計上するものでございます。

7款商工費1項商工費3目観光振興費につきましては、浜小清水ユースホステル跡地の再整備構想の策定を検討するための基礎資料とする、イメージパースの作成などに係る観光施設整備構想検討業務委託料55万円追加。NPO法人グラウンドワークこしみずが実施する農業体験、アウトドア体験、地域の食体験を網羅したツアーコンテンツ造成実施に係る補助として、地域観光新発見事業費補助金700万円追加。商工費総額で755万円追加計上するものでございます。

次ページ、17ページになります。

9款1項消防費につきましては、消防本部の人事異動に伴う本部費の増加分として、斜里地区消防組合負担金74万9千円追加。

10款教育費2項小学校費2目教育振興費8節旅費につきましては、町外からの支援員の2名採用に伴う費用弁償20万円追加。6項保健体育費2目体育施設費は、スポーツ振興くじ助成金を財源として事業の実施を計画しておりました野球場外野芝生改修工事につきまして、スポーツ振興くじ助成金の不採択が

決定したことに伴い、本年度は改修工事は実施しないものとして、3,614万6千円減額計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、10ページにお戻りください。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、補装具給付費の増加に伴う国庫負担分の50万円追加。2目衛生費国庫負担金は、新型コロナワクチン接種事業に係る国庫負担分として705万5千円追加。2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、基幹相談支援センター運営負担金の増に伴う地域生活支援事業費補助金7万6千円追加。低額減税調整給付金及び低所得世帯臨時特別給付金、並びに子ども加算特別給付金に係る国庫基準分に係る給付分として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,565万円追加するものです。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金は、補装具給付費の増加に伴う道負担分として25万円追加。

11ページになります。

2項道補助金2目民生費道補助金は、基幹相談支援センター運営負担金の増に伴う地域生活支援事業費補助金4万6千円追加。4目農林水産業費道補助金は、種馬鈴しよ対策、褐斑病対策、労働力負担軽減対策として、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業費補助金2,474万9千円追加。麦・大豆の生産性向上に資する取組に対する支援として、麦・大豆生産技術向上事業費補助金2億2,698万円追加。国産農産物のシェア拡大に資する農業用機械導入支援として、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金1億5,815万8千円追加計上するものでございます。

18款繰入金1項3目公共施設整備基金繰入金は、野球場外野芝生改修工事の中止に伴う繰入金の減額、地域観光新発見事業の財源として、ふるさと事業基金繰入金700万円を追加計上するものです。

次ページ、19款繰越金は財源調整分といたしまして、前年度繰越金2,843万1千円を追加。

20款諸収入3項団体支出金は、野球場外野芝生改修工事に係るスポーツ振興くじ助成金不採択による1,963万5千円減額。4項雑入は、小清水町地域公共交通活性化協議会が取り組む実証運行事業に対する国土交通省より交付される予定の国庫補助金の精算返納金2,677万2千円を追加。

21款町債は、第4表地方債補正で御説明しましたとおり、一般廃棄物最終処分場整備事業の財源として、過疎対策事業債340万円追加計上するものです。

なお、18ページの給与費明細書につきましては、2款1項8目交通対策費に係る報酬の明細となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君） 7番。補正予算書の16ページの7款商工費3目観光振興費の18節の地域観光新発見事業補助金700万円ですが、今御説明の中では確か、ユースホステルとの関係ではない瀟湘湖周辺の観光の資源を維持した形で、この瀟湘湖周辺の再開発ということの意味なのか、この振興費は観光資源新開発の事業の経過と今後の考え方等について伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君） お答えをさせていただきます。

まず、観光振興費でございますが、委託料55万円、こちらがユースホステルの構想の予算となっております。こちらの分については、令和4年4月にユースホステル協会さんがお持ちの施設が閉館となったものでございます。所有者でございますユースホステル協会に対しまして、今後の利活用の検討のほか、使わないのであれば解体していただきたいという旨、要請をしているところでございますが、ユースホステル協会さんからは解体費用が捻出できないというお話がありまして、協会のほうで考えていただいた結果、例えば太陽光発電の施設整備をしたいとかってというお話を頂戴していたところでございます。

町といたしましては、あそこ浜小清水エリアを観光ゾーンとして位置づけておりますので、なかなか太陽光発電所というのが町としてもどうなのかなということで、例えばの話なんですけど、ユースホテル協会さんで壊せないと、放置されたらいろいろな環境にも悪いだろうし、見た目にも悪いということで、例えば無償で受け取って町が解体するよといった場合、結構な金額感が予想されています。

そのために財源として活用できるのが、過疎対策事業債という借金があるんですけども、そちらのほうを利用した場合については、解体費を見てくれるんですけど、その後の利活用の方針を示さないといけないということがございます。したがって、今回の予算では、まずあの敷地内で何ができるんだろうといった構想の策定経費を見させていただくというのが、この55万円の予算計上でございます。

次に、若干お話ありましたが、地域観光新発見事業費補助金については、先ほど財政課長の説明にもあったとおり、NPO法人グラウンドワークこしみずが事業主体となる事業でございます。新たな交流人口の拡大を図るため、小清水町全域で取り組むフェーズフリーの概念を取り入れた農業であるとか、観光であるとか、防災といったそれぞれのテーマを基にした新しい観光の姿を実証実験としてさせていただきたいといった負担金でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。大分、上の今、委託料55万の説明でよく理解しましたけれども、この施設もうまく解体されること、本当に希望はしておりましたが、それと合わせて国の補助事業と絡めて実施すると、観光の新しい事業と関連づけて解体もやりたいということで理解してよろしいんですね。

○議長（坂田秀昭君）石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）別々という理解をしていただきたいんですが、観光施設のほうはあくまでユースホテルの事業構想でございます。その下の新発見事業については小清水町全域ですね、例えばもこと山であるとか小清水のアグリハートセンターを使うとか、そういった施設利用等々を考えてございます。別物というふうに御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。14ページの交通対策費の関係だったんですけど、個人車両タクシーの関係ですが、これ何台とか何人とかって見込んでいるか教えていただきたいんですけど。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）お答えいたします。

今回の事業につきましては、今回、議会のほうで議決をいただいた後の話になるんですけども、今後ドライバーさんのほうの募集を予定しております。基本的に、今の構想の段階では9月の中旬から11月の末までの期間を実証期間として想定をさせていただいております。

基本的に現段階の網走ハイヤーさんのほうからいただいている資料を基に、1日の運行に最低限必要なドライバーっていうのは、今のところ3台というふうに考えております。基本的には、平日の日中のみの運行を想定しておりますので、この場をお借りして何なんですけども、協力可能な方については積極的に御協力をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

基本的に毎日のドライバーのエントリー数は3名でやっていると想定はしておりますけど、たくさんいらっしやっただほうが有利に回せますので、ぜひ皆さん積極的なエントリーのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）このエントリーは町広報とかに載せるだけか、どういう集め方をするのかお伺ひします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）お答えいたします。

自治会回覧と、あと町のホームページ、それと今回の実証実験につきましては、ドライバーの方、スマートフォン、タブレットの利用が必須となっておりますので、可能な限り、現在のほうで利用のほうを推奨しておりますKOSHIMO、ウェブアプリですね、そちらのほうのエントリーをしていただくと、よりスムーズに作業が進むのかなと思っております。

周知の方法はいろいろありますので、町民向けのLINEであったり、メールであったりという形で、なるべく多くの方に目にとめていただけるような形の周知を想定してございますので、よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番です。主要施策調の2ページ、社会福祉総務費の低所得世帯臨時特別給付金事業ですけれども、1世帯10万円で、町独自のもやりますけれども、町独自の基準というんですか、そういうのがあれば教えてください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）お答えいたします。

この町独自の分につきましては、世帯全員が非課税世帯の中でも誰かの扶養になっている方、その方が世帯にいて、非課税の場合については国の事業の対象外になりますので、その世帯につきましては町独自で給付をするということでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番です。次に、アグリハートセンターの備品購入ありますけれども、前回も急遽でしたからソフトクリームだかの機械を購入がありました。アグリハートセンターの利用実態、今は出せなかったらいいんですけども、利用実態あれば後ほど結構ですから出してもらえます、1回。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）承知いたしました。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

6番、鬼塚茂議員。

○6番（鬼塚茂君）6番。私は、補正予算書の16ページの農業振興費の負担金、鳥獣被害防止対策協議会の負担金19万6千円とありますが、ちょっとこれを御説明願いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきます。

これまで、町のほうでは調査対象としておりませんでしたエゾシカによる牧草被害の調査を新たにしようというふうに考えてございまして、このたび北海道の補助採択を受けたことによって、この増額分であろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

6番、鬼塚茂議員。

○6番（鬼塚茂君）6番。事業内容は分かったんですけど、牧草の被害調査っていうのは、具体的にどのような方法でやるのか、ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸産業課長。

○産業課長（石丸寛之君）標準地方式をとりまして、10メートル掛ける10メートルというところを囲った、シカが入れないようにする空間と、そうではない空間を分けて、それによって調査をしていこうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

6番、鬼塚茂議員。

○6番（鬼塚茂君）今までこんなことなかったわけなんで、いろいろ小清水はほかの被害もたくさんありますから、厳密にこれから農家の皆さんに被害がどの程度って素早く把握できるような体制をとっていただくためには必要なと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。期待しております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）ほかにございせんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第31号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 及び 議案第33号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第32号及び日程第15、議案第33号、認定こども園備品購入事業その1に係る契約の締結について、認定こども園備品購入事業その2に係る契約の締結についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま一括上程されました議案第32号及び議案第33号、認定こども園備品購入事業、2件の契約の締結について御説明申し上げます。

議案23、24ページと資料の「入札及び契約状況表」を御覧願ひます。

この2件の入札につきましては、令和6年6月7日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、資料のほうに記載のとおり議案第32号、認定こども園備品購入事業その1事務用備品等につきましては、有限会社さが井商店が1,310万円、消費税込金額1,441万円で、議案第33号その2保育用備品等につきましては、有限会社丸三佐藤家具センターが998万円、消費税込金額1,097万8千円をもってそれぞれ落札いたしました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに、議案第32号、認定こども園備品購入事業その1に係る契約の締結について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第32号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、認定こども園備品購入事業その2に係る契約の締結について、質疑を受けます。

5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）入札これ2回やられてますけど、これどういうふうに見たらいいんですかね。1回目不調になったのはどういうあれなんですかね、これは。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）その1でよろしいですか。その1が2回で、その2は1回なんです。

○議長（坂田秀昭君）終わってますんで、1であれば、よろしいですね。

○5番（瓜田新一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）2について質問のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第33号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第34号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）ただいま上程されました、議案第34号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御説明申し上げます。

議案書25ページになります。

このたびの規約の変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、現行の被保険者証が廃止されることから、被保険者証等の用語を使用しております北海道後期高齢者医療広域連合の規約を改める必要が生じたことから、所要の変更を行うものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表を御覧願います。

第4条及び別表第1につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合規約において被保険者証等の用語を使用しているため、令和6年12月2日からの被保険者証の廃止に伴い、頻繁に行われる法改正により規約変更が必要となった場合の広域連合及び各市町村の事務負担軽減の観点から、必須ではない分担に関する規定を削除し整理を行うものでございます。

次に、第19条第2項及び別表第2につきましては、別表第1の削除に伴い文言の整理を行い、別表第2を繰り上げるものでございます。

最後に改正附則でございますが、施行期日を地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。マイナンバー法の絡みだと思んですけど、後期高齢者対象者皆さんマイナンバーになっているのを確認して流れているのか、ちょっと確認したかったんですけど、よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）これ後期高齢に関わらず、国民健康保険と社会保険もそうなんですけども、先ほど説明申し上げました12月2日から、保険者証としては再発行することができなくなりますので、今年が最後の保険証の発行時期になりますけども、それ以降、12月2日以降は保険証としての再発行はできなくなるものですから、当然マイナンバーを使うか、あるいはマイナンバーを持っていない方は、資格者等の交付になりますので、そちらで保険証代わりに使うということになりますので、後期高齢に関わらず他の保険も同じ扱いとなる予定でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○9番（更科浩司君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第34号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上をもちまして、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第4回町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時36分）

